

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県条例第十六号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の項市町村の欄中「葛城市」を「葛城市 宇陀市」に、「明日香村」を「明日香村 広陵町」に、「大淀町」を「大淀町 下市町」に改める。

別表第二の十六の項事務の欄中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同欄1中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に改め、同欄2中「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同欄3中「第十二条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同欄4中「第十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同欄6中「5」を「10」に改め、同欄6を同欄11とし、同欄5中「第十五条」を「第二十一条第一項」に改め、同欄5を同欄8とし、同欄8の次に次のように加える。

9 法第二十一条第三項の規定による届出の受理

10 法第二十一条第四項の規定による届出の受理

別表第二の十六の項事務の欄4の次に次のように加える。

5 法第十七条第四項の規定による確認の申請の受理

6 法第十八条第一項の規定による検査の申請の受理

7 法第十九条第一項の規定による報告の受理

別表第二の十六の項市町村の欄中「天理市」を「天理市 橿原市」に、「斑鳩町」を「斑鳩町 川西町 明日香村」に、「下市町」を「下市町 天川村 東吉野村」に改め、同表中三十八の項を三十九の項とし、十七の項から三十七の項までを十八の項から三十八の項までとし、十六の項の次に次のように加える。

十七 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち	五條市 宇陀市 吉野町
--	-------------

ち、次に掲げるもの	下市町 天川 村 東吉野村
1 法第二十七条第一項の規定による届出の受理	
2 法第二十八条第一項の規定による届出の受理	
3 法第三十条第一項の規定による許可の申請の受理	
4 法第三十五条第一項の規定による許可の申請の受理	
5 法第三十五条第二項の規定による届出の受理	
6 法第三十六条第一項の規定による検査の申請の受理	
7 法第三十六条第四項の規定による確認の申請の受理	
8 法第三十七条第一項の規定による検査の申請の受理	
9 法第三十八条第一項の規定による報告の受理	
10 法第四十条第一項の規定による届出の受理	
11 法第四十条第三項の規定による届出の受理	
12 法第四十条第四項の規定による届出の受理	
13 1から12までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例中別表第一の改正規定は令和七年四月一日から、別表第二の改正規定は同年五月七日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係る法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法律の規定により知事に対してなされた申請で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請とみなす。

- 3 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規

制法（昭和三十六年法律第九十一号）に基づくこの条例による改正前の奈良県事務  
処理の特例に関する条例別表第二の十六の項2から4まで及び6に掲げる事務は、同  
項市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。